

# 荒川将来像計画(地区別計画)の概要

## 1 荒川将来像計画とは

- ・荒川将来像計画は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものである。
- ・大きく3つの計画(全体構想書、推進計画、地区別計画)で構成されている。



全体構想書(R6.1改定)

“荒川の望ましい姿”的実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載した長期計画



推進計画(R6.1改定)

今後20~30年間の中期計画として、具体的な取組の方針等を記載

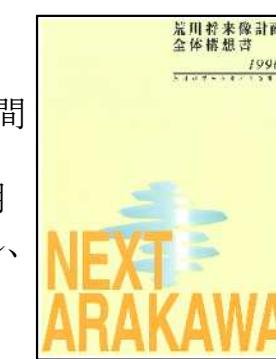


地区別計画(R7改定予定)

推進計画同様の中期計画として、沿川自治体別に具体的な取組内容等を記載

## 2 荒川将来像計画策定の経緯

- ・1990年代前半荒川の河川敷は公園・グラウンドとして利用できる貴重な空間である一方、自然環境の喪失が懸念されていた。
- ・平成7年1月に「荒川の将来を考える協議会※」を設置し、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスのとれた荒川の望ましい将来像の検討を開始し、平成8年に荒川将来像計画全体構想書(全体構想書1996)を策定した。



## 3 計画改定の変遷(1996~2010)

- ・平成8年に策定した全体構想書1996では、「21世紀につなぐ健康な川づくり」をテーマとし、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間づくりを目指すこととした。
- ・平成22年には10年間の中期計画として2010推進計画・地区別計画を策定し、全体構想書1996に基づき、新たに発生した課題への対応や維持・管理の重要性も踏まえ、川づくりの考え方やゾーニングの考え方を見直した。

### ※荒川の将来を考える協議会

長期的・広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としている。

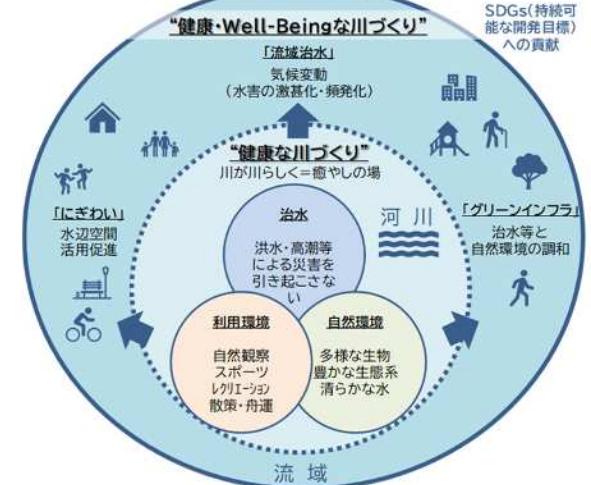
メンバーは、戸田市長、川口市長、板橋区長、北区長、足立区長、葛飾区長、墨田区長、江戸川区長、江東区長、国土交通省 荒川下流河川事務所長で構成されている。

## 4 荒川将来像計画(全体構想書、推進計画)の改定内容

- ・全体構想書の策定から約25年、推進計画の策定から約10年経過したことを踏まえ、令和元年度より国及び沿川2市7区で、現計画が抱える課題について協議してきた。
- ・気候変動等の新たな課題も踏まえ、令和6年1月に「荒川の将来を考える協議会」において「全体構想書」「推進計画」を改定した。

### 【改定の想い、コンセプトの追加】

現行計画の理念・方針「健康な川づくり」を発展させ、気候変動等の社会変化、社会における河川の役割に柔軟に対応し、多様な人々が荒川と共に流域で豊かに暮らし、「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being(ウェルビーイング)な状態へ変容していくことを目指すとともに、『流域治水』の考え方を取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組むことを明記



### 【気候変動・災害の激甚化】

全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生。防災の観点の充実化が求められていることから、荒川水系流域治水プロジェクト等の取組について記載

### 【河川行政の取組の変化】

流域治水やにぎわいづくりの観点などの河川行政の変化が生じていることから、かわまちづくり、高台まちづくり等の取組みについて記載



### 【荒川を通じた環境学習】

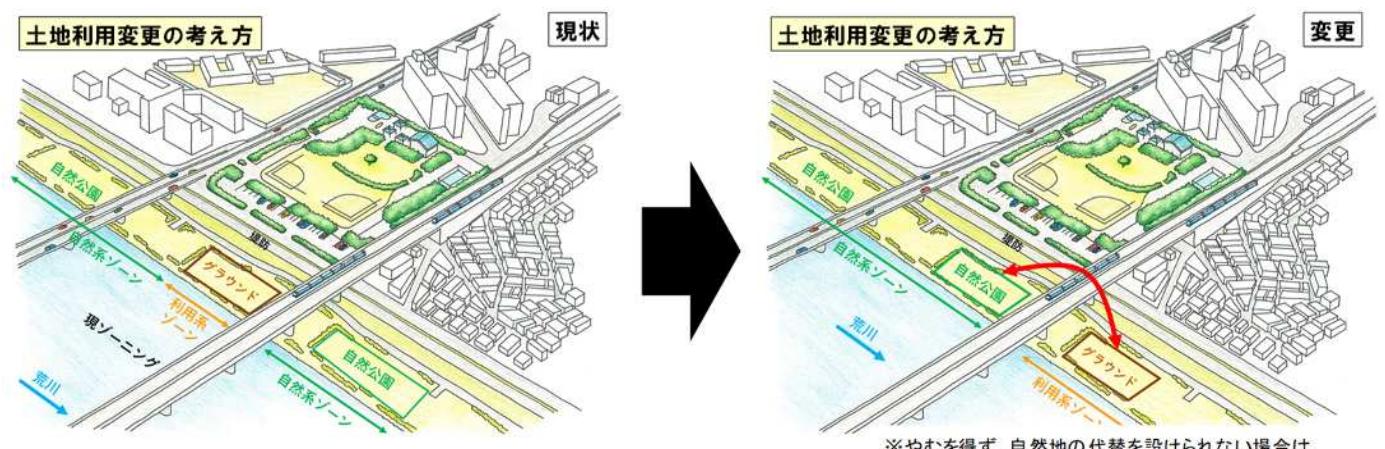
荒川における治水・防災、まちづくり等の環境学習を通じた、持続可能な社会の人材づくりについて記載

### 【河川敷の利用状況の変化】

計画策定時のゾーニングと乖離が生じていることから、土地利用区分(ゾーニング図)を見直し

### 【ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方】

ゾーニング全体目標(自然値の増加、グラウンド面積の維持、自然度向上の推進)は現行の推進計画を踏襲しつつ、ゾーニング・土地利用の見直しの必要が生じた場合の考え方を明記

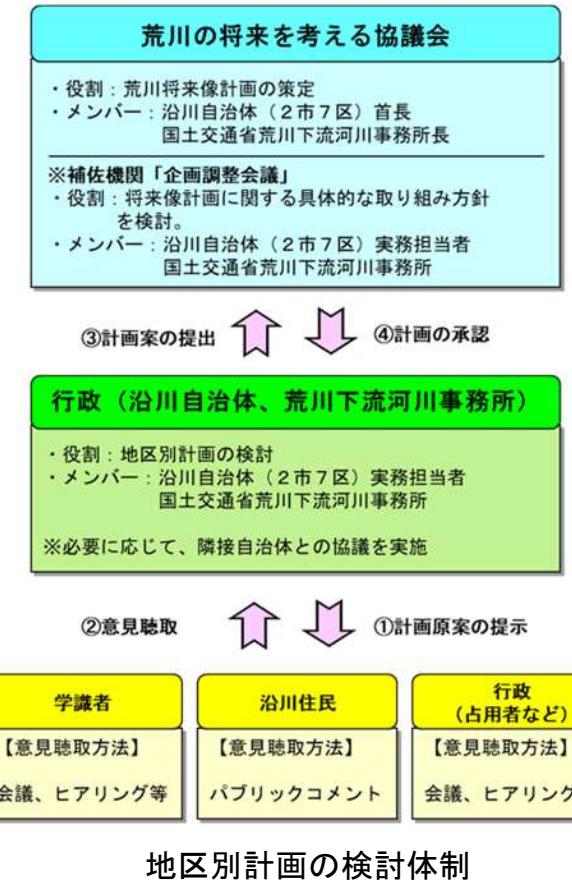


※やむを得ず、自然地の代替を設けられない場合は、目標③の利用地の自然度向上に努める。

## 5 地区別計画とは

- 地区別計画とは、「全体構想書」及び「推進計画」に基づき、荒川下流部の沿川自治体である2市7区(戸田市、川口市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江戸川区及び江東区)が主体となって、それぞれの地区における沿川住民と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項を取りまとめたもの。

### 荒川将来像計画



## 6 地区別計画(江東区)の概要

- 本区の上位計画である「江東区みどりの基本計画」等との整合性を図る。

### 【河川や水辺づくりに関わる基本方針における荒川の役割】

- |                         |                           |
|-------------------------|---------------------------|
| ・生物多様性に配慮した水辺と一体的な緑化の推進 | ・新砂リバーステーションの活用           |
| ・エコロジカルネットワークの形成        | ・緑陰を確保しクールスポットを形成         |
| ・区民のスポーツ・レクリエーション       | ・ポケットエコスペースや新砂干潟を活用した環境教育 |
| ・自然観察、憩いの場としての環境づくり     | など                        |

### 【川づくりの基本方針】

- 自然とのふれあいの場としてや環境学習の場として、荒川の河口部の自然環境をみんなで豊かに守り育てていきます。
- 区民の郷土愛やコミュニティ形成に寄与する場として、荒川を活用した地域のレクリエーション拠点を確保していきます。
- 陸上との結節点となる新砂リバーステーションを活用し、災害時の多様なネットワークを確保していきます。

## 【土地利用計画】

- 現状の利用状況や沿川住民の意見を踏まえ、右記に示す区分に従って詳細な土地利用区分を設定する。



## 【ブロック別計画】

- 川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロックごとの整備の考え方を示す。

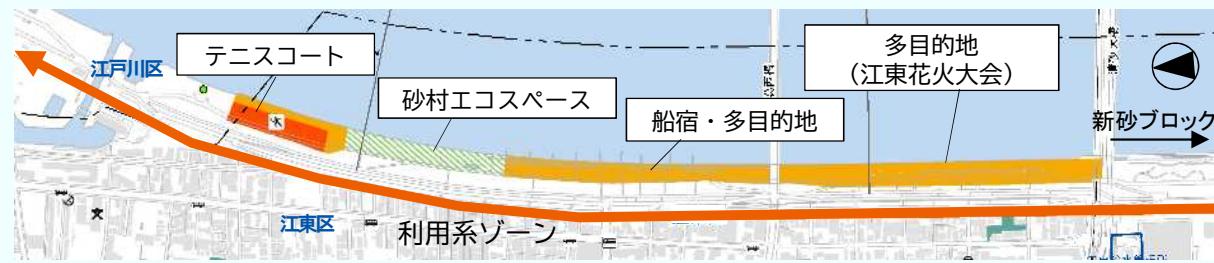
### «新砂ブロック»

河口部特有の自然地を保全・育成するとともに、水際を自然化し、河口から上流への自然ネットワーク化を図る。



### «東砂ブロック»

公園施設の適切な維持管理に努め、区民がのびのびとくつろげる環境を確保する。上流部から続く自然地の連続性を考慮し、砂村エコスペースなどの自然地の適切な維持管理に努める。



## 【行政と沿川住民の役割】

国 (荒川下流河川事務所)	河川管理者として、河川の監視・河川構造物の修繕・河川を守るための制度づくり
江 東 区	占用施設(荒川・砂町水辺公園)の維持管理・川づくり支援メニュー※の提供
沿 川 住 民 (区民・事業者・NPO等活動団体)	干潟やエコスペースでの保全活動・川づくり支援メニューイベント参加

### ※本区での川づくり支援メニュー

自然との付き合い事業(施設保全課)、環境学習講座(環境学習情報館)

### 【計画の実施に向けて】

- 「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしてのPDCAサイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施する。
- 荒川下流河川事務所や江東区HPへ計画を掲載し周知・広報を推進する。
- 計画のフォローアップを実施し、必要に応じて計画の見直しを検討する。